

工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、工事写真の小黑板情報電子化に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の承諾)

第2条 受注者は、工事写真の全部又は一部について、工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(使用機器及びソフトウェア)

第3条 工事写真の小黑板情報電子化の実施に必要な機器及びソフトウェア等は、次の各号に示す要件を満たすものとする。

- (1) 写真管理基準（案）3．第2号に示す必要事項の電子的記入ができること。
 - (2) 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載されている技術を使用した信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有すること。
- 2 受注者は、工事写真の小黑板情報電子化に使用する機器について、使用前に監督員に提示しなければならない。

(工事写真における小黑板情報の電子的記入)

第4条 受注者は、前条第1項の機器を使用して工事写真を撮影する場合は、写真管理基準（案）3．第2号に示す必要事項について小黑板情報の電子的記入を行い、画像として被写体と同時に記録することができる。

(小黑板情報の電子的記入の取扱い)

第5条 前条の規定による小黑板情報の電子的記入は、「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」（平成30年7月）に定める写真の編集には該当しないものとする。

(小黑板情報電子化写真の信憑性確認)

第6条 受注者は、第4条の規定により撮影した工事写真を納品するときは、チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア若しくは工事写真ビューアソフトを用いて、工事写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員に提出しなければならない。